

刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

改正案	現行
<p>第八十九条 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる充分な理由があるとき。</p> <p>五 六 (略)</p> <p>第九十六条 裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる充分な理由があるとき。</p> <p>四 五 (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>第九十八條 (略)</p>	<p>第八十九条 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。</p> <p>五 六 (略)</p> <p>第九十六条 裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。</p> <p>四 五 (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>第九十八條 (略)</p>

前項の取調べに際しては、被疑者又は弁護人が求めたときは、弁護人（弁護人が求めたときは、当該弁護人）の立会いを認めなければならぬ。

前項の求めがあつたときは、取調べの日時及び場所は、あらかじめ、弁護人にこれを通知しなければならない。

逮捕又は勾留されている被疑者が第二項の求めをした場合において被疑者に弁護人がないときは、被疑者は、弁護人が選任されるまでの間、第一項の取調べを拒むことができる。ただし、弁護人が選任される見込みがない場合は、この限りでない。

第一項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨及び弁護人を取調べに立ち合わせることを求めることができる旨を告げなければならない。

（略）

第一項の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてを記録媒体（被疑者の申立てがあつた場合には、音声のみを記録することができる物）に記録しなければならない。この場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録するものとする。

前項の規定により記録をした記録媒体の一については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前において封印をしない。

（新設）

（新設）

（新設）

前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

（略）

（新設）

（新設）

なければならない。この場合においては、同項の記録媒体が同項の規定により記録されたことについて、被疑者に確認を求めることができる。

前項の確認がされたときは、同項の封印に被疑者の署名押印を求めることができる。ただし、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでない。

第十項の規定により封印をした記録媒体は、捜査記録に添付して捜査に関する書類の一部とするものとする。

被疑者又は弁護人は、第九項の規定により記録をした記録媒体（第十項の規定により封印をした記録媒体以外のものに限る。）を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができる。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨並びに弁護人を選任することができる旨及び弁解に際し弁護人の立会いを求めることができる旨を告げた上、弁解（被疑者が求めたときは、弁護人の立会いの上での弁解）の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続きをしなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続きをしなければならない。

・ (略)

第百九十八条第三項の規定は第一項の求めがあつたときについて、同条第九項から第十三項までの規定は第一項の弁解について、これを準用する。

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨並びに弁護人を選任することができる旨及び弁解に際し弁護人の立会いを求めることができる旨を告げた上、弁解（被疑者が求めたときは、弁護人の立会いの上での弁解）の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならぬ。ただし、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすること
を要しない。

(略)

前条第二項及び第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五条 検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者

・ (略)

(新設)

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならぬ。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすること
を要しない。

(略)

前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五条 検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者

を受け取つたときは、直ちに弁解に際し弁護人の立会いを求めることができ旨を告げた上、弁解（被疑者が求めたときは、弁護人の立会いの上での弁解）の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

（略）

第二百三十三条第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百二十三条（略）

第九十八条第一項ただし書及び第六項から第八項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれ（第九十八条第十二項（第二百三十三条第四項（第二百三十三条第三項及び第二百五条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により捜査に関する

書類の一部とされた記録媒体については、当該記録媒体以外の第

を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

（略）

（新設）

第二百二十三条（略）

第九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

百九十八条第九項の規定により記録をした記録媒体）を閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議のないときは、この限りでない。

(略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物（第九十八条第十二項（第二百三条第四項（第二百四条第三項及び第二百五条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により捜査に関する書類の一部とされた記録媒体については、当該記録媒体以外の第九十八条第九項の規定により記録をした記録媒体）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

二 (略)

第三百十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白、第九十八条第二項、第四項又は第九項の規定に違反してなされた取調べにおいてされた自白その他任意

(略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

二 (略)

第三百十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。

・ (略)

・ (略)

二 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）

改正案

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第二百三条第二項の次に次の一項を加える。

（中略）

第二百四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

（中略）

第二百五条第五項を次のように改める。

第二百三条第五項の規定は、第一項の場合について、前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合（被疑者に弁護人があるときを除く。）についてこれを準用する。

（中略）

第二百九十五条に次の二項を加える。

現行

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第二百三条第二項の次に次の一項を加える。

（中略）

第二百四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

（中略）

第二百五条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

（中略）

第二百九十五条に次の二項を加える。

裁判所は、前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護士がこれに従わなかった場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護士については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第二百九十九条第一項中「第二百三条第四項（第二百四条第三項）」を「第二百三条第五項（第二百四条第四項）」に改める。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「短期一年以上の」を「長期三年を超える」に改める。

第三百十六条の十四第一号中「第二百三条第四項（第二百四条第三項）」を「第二百三条第五項（第二百四条第四項）」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に

裁判所は、前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護士がこれに従わなかった場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護士については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第二百九十九条第一項中「第二百三条第四項（第二百四条第三項）」を「第二百三条第五項（第二百四条第四項）」に改める。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「短期一年以上の」を「長期三年を超える」に改める。

第三百十六条の十四第一号中「第二百三条第四項（第二百四条第三項）」を「第二百三条第五項（第二百四条第四項）」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（刑事訴訟法第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第三十七条の次に四条を加える改正規定、同法第三十八条第一項を改め、同条の次に三条を加える改正規定、同法第五十八条及び第八十九条の改正規定、同法第八十一条に一項を加える改正規定、同法第八十三条に一項を加える改正規定、同法第八十七条の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十三條第二項の次に一項を加える改正規定、同法第二百四十四條第二項及び第三項を改め、同法第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百五十五條第五項の改正規定、同法第二百七條第二項を改め、同法第一項の次に二項を加える改正規定、同法第二百七十二條に一項を加える改正規定、同法第二百九十九條第一項の改正規定、同法第三百十三條の次に一条を加える改正規定、同法第二編中第三章の次に一章を加える改正規定、同法第四百十三條の次に一条を加える改正規定、同法第四百十三條の次に一条を加える改正規定、同法第五百條の次に三条を加える改正規定並びに第五百三條及び第五百四條の改正規定に限る。）、第二条（刑事訴訟法第三百十六條の十四の改正規定に限る。）、第四条、次条並びに附則第三条及び第九条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（刑事訴訟法第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第三十七条の次に四条を加える改正規定、同法第三十八条第一項を改め、同条の次に三条を加える改正規定、同法第五十八条及び第八十九条の改正規定、同法第八十一条に一項を加える改正規定、同法第八十三条に一項を加える改正規定、同法第八十七条の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十三條第二項の次に一項を加える改正規定、同法第二百四十四條第二項を改め、同法第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百五十五條に一項を加える改正規定、同法第二百七條第二項を改め、同法第一項の次に二項を加える改正規定、同法第二百七十二條に一項を加える改正規定、同法第三百十三條の次に一条を加える改正規定、同法第二編中第三章の次に一章を加える改正規定、同法第四百十三條の次に一条を加える改正規定、同法第四百十三條の次に一条を加える改正規定並びに第五百三條及び第五百四條の改正規定に限る。）、第四条、次条並びに附則第三条及び第九条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条（刑事訴訟法第二百六十七條の次に一条を加える改正規定に限る。）、第二条（刑事訴訟法第三十七條の二第一項の改正規定に限る。）、第三条（檢察審査會法第八條第四號の次に三号を加える改正規定を除く。）並びに附則第七條（附則第三條の規定を読み替へて準用する部分に限る。）及び第八條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

三（略）

二 第一条（刑事訴訟法第二百六十七條の次に一条を加える改正規定に限る。）、第二条、第三条（檢察審査會法第八條第四號の次に三号を加える改正規定を除く。）並びに附則第七條（附則第三條の規定を読み替へて準用する部分に限る。）及び第八條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

三（略）